

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和2年4月24日

金曜日

第4631号

## 目次

<b>告 示</b>	
○道路の占用の制限	1
○指定自立支援医療機関の指定	3
○土地改良区の定款変更の認可	4
<b>公 告</b>	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	5

## 告 示

### 富山県告示第236号

#### 道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月24日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	縦覧場所
主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町入膳字猿角場5638番4から 下新川郡入善町君島字畑田 120番31まで	新川土木センター 入善土木事務所
主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町藤原96番2から 下新川郡入善町藤原 110番2まで	新川土木センター 入善土木事務所

国道 472号	富山市八尾町土玉生字中島向 616番2から 富山市八尾町土玉生字中島向 616番4まで	富山土木センター
国道 472号	富山市八尾町土玉生字上ノ山4番3地先から 富山市八尾町土玉生字上ノ山4番3地先まで	富山土木センター
国道 415号	富山市下飯野字馬塚7番2から 富山市下飯野字馬塚10番2まで	富山土木センター
主要地方道 富山環状線	富山市下飯野字馬塚7番2から 富山市下飯野字馬塚10番2まで	富山土木センター
主要地方道 富山立山魚津線	中新川郡上市町郷柿沢 575番から 中新川郡上市町郷柿沢 551番まで	富山土木センター
主要地方道 富山立山公園線	中新川郡立山町坂井沢1番2から 中新川郡立山町下段 626番まで	富山土木センター 立山土木事務所
主要地方道 富山立山公園線	中新川郡立山町横江字上中田 139番3地先から 中新川郡立山町横江字上中田 139番3地先まで	富山土木センター 立山土木事務所
主要地方道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内54番1地先から 中新川郡舟橋村竹内54番1地先まで	富山土木センター 立山土木事務所
主要地方道 立山水橋線	富山市水橋石割1013番から 富山市水橋石割1013番まで	富山土木センター 立山土木事務所
主要地方道 富山戸出小矢部線	高岡市醍醐1492番から 高岡市醍醐1438番まで	高岡土木センター
主要地方道 福光福岡線	高岡市福岡町下蓑新 475番2から 高岡市福岡町下蓑新 475番2まで	高岡土木センター
県道 藪田下田子線	氷見市北大町4314番2から 氷見市中央町23番2まで	高岡土木センター 氷見土木事務所
主要地方道 砺波小矢部線	小矢部市金屋本江2121番から 小矢部市野寺 211番2まで	高岡土木センター 小矢部土木事務所
主要地方道 砺波小矢部線	小矢部市野寺 211番2から 小矢部市赤倉 233番2まで	高岡土木センター 小矢部土木事務所

主要地方道 富山戸出小矢部線	小矢部市芹川 536番 3 から 小矢部市芹川 490番 2 まで	高岡土木センター 小矢部土木事務所
国道 359号	砺波市頼成新70番 1 から 砺波市頼成 140番 1 まで	砺波土木センター
国道 359号	砺波市矢木 117番 1 から 砺波市高道35番 2 まで	砺波土木センター

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占有を制限する理由

緊急通行確保路線の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和2年4月24日

**富山県告示第237号**

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年4月24日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			

h

五福しらとり 薬局	富山市五福 1368番地1	精神通院医療		令和2年4月17日
--------------	------------------	--------	--	-----------

**富山県告示第238号**

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年4月15日認可した。

令和2年4月24日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第239号**

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部川上流用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年4月15日認可した。

令和2年4月24日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第240号**

土地改良区の定款変更の認可について

庄東用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年4月15日認可した。

令和2年4月24日

富山県知事 石 井 隆 一



令和2年8月1日から令和8年7月31日まで（72か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5月1日までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年4月24日から同年5月1日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝

日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、5月1日午後5時15分までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和2年5月7日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 研修室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。